

1 2	受験番号シール貼付欄

## 第 1 問 答案用紙<1> (租 税 法)

### 問題 1

#### 問 1

事実①の 2,000 万円の支出は、法人税法第 55 条第 5 項の規定により、たとえ必要な支出であったとはいえ、賄賂であるため、A 社の法人税の確定申告上、損金の額に算入できない。

#### 問 2

P が A 社から与えられた新株予約権は、事実②の時点で税制非適格ストックオプションに該当するため、所得税法第 41 条の 2 の規定により、事実②の譲渡により得た所得は、P の平成 27 年度の所得税の確定申告書上、給与所得等として総合課税の対象となる。

#### 問 3

災害により著しい損傷を受けた固定資産は、法人税法第 33 条第 2 項の規定に従い、評価替直前の帳簿価額と評価替えをした価額の差額を損金の額に算入できることとされているため、事実③は、平成 27 事業年度の法人税の確定申告上、損金の額に算入できることとなる。

#### 問 4

平成 26 事業年度に納付した固定資産税 500 万円は、法人税法第 38 条のいずれにも該当しないため、当事業年度の損金に算入される。一方、平成 28 事業年度に還付された固定資産税は、還付が判明した当事業年度にて益金の額に算入される。

2 2	受験番号シール貼付欄

## 第 1 問 答案用紙<2> (租 税 法)

**問題 2**

番号	○×欄	記 述 欄
①	○	法人税法第 135 条第 2 項、同第 3 項
②	×	P が所有していた土地が、取得後 1 年を経過していないため、法人税法第 50 条第 1 項の規定により、交換の圧縮記帳の適用を受けられないため、差額の 3,000 万円を益金に算入する。
③	○	法人税法第 2 条第 29 の 2 号、同法第 4 条の 6
④	×	消費税法第 4 条第 5 項第 2 号の規定により、A 社から P への贈与は、課税取引とみなす。
⑤	○	所得税法第 9 条第 15 号

評点

# 第 1 問

## 全体講評

**問題 1** 及び **問題 2** ともに、昨年と同様の出題形式であった。

**問題 1** は、公務員等への賄賂支出、所得税における新株予約権の譲渡（改正論点）、固定資産の評価損及び損金算入租税公課の還付の取り扱いに関する出題であった。**問 2** がマイナーな改正論点だったので、難しかったかもしれないが、他はいずれも基本的な論点であり、十分解答可能な論点だったと考える。

**問題 2** は、仮装経理、交換、信託、役員への贈与に関する消費税の取り扱い及び生計を一にする扶養家族への贈与についての所得税の取り扱いについての出題である。仮装経理及び信託については、知らなかった受験生も多い論点だと思うので、出来なくても気にする必要はないと思われる。他はいずれも基本論点であるため十分回答可能な論点だったと思われる。

## 合格ライン

配点 40 点中 26 点が合格確実、24 点がボーダーラインと思われる。

## ICOフィードバック解説

### 問題 1

**問 1** 解答参照

**問 2** 解答参照

**問 3** 解答参照

**問 4** 解答参照

**問題 2** 解答参照

以上